

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

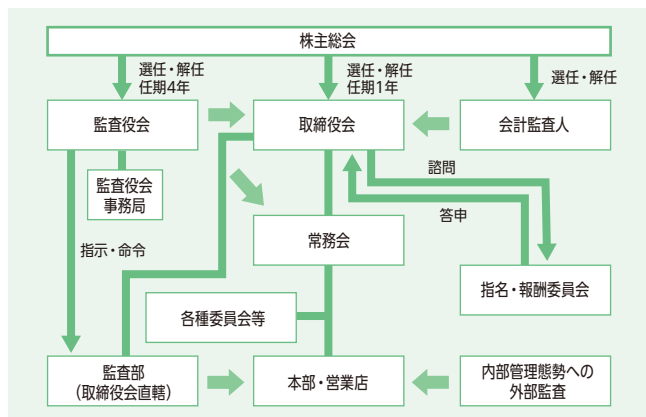
当行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献することを基本的な使命としております。事業活動を通じた経営理念の実現に向け、ガバナンスの強化および充実を経営上の最優先課題の一つとし、実効的なコーポレート・ガバナンスを追求しております。

当行のガバナンス体制

当行は、取締役会および監査役が、取締役の職務執行を監督することで、経営の透明性確保と健全性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

経営の意思決定については、取締役会を最上位機関として適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。

【ガバナンス体制図】



【取締役会】

取締役会は基本方針・重要事項を決定するとともに、取締役が相互に監視・監督する体制としております。加えて、専門的知見を持つ社外取締役を選任し、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化を図っております。

【常務会】

常務会は取締役会より権限移譲を受け、日常業務運営における重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、その執行状況を監督しております。

【監査役会】

監査役会は、監査役会で決議された監査方針や計画に基づき、監査役それぞれが適正な監査を行う体制とするとともに、取締役会に監査役全員、常務会に常任監査役が出席し、経営監視を行っております。

【指名・報酬委員会】

指名・報酬委員会は、取締役会から、役員指名、報酬に関する重要事項等の決定に際し、諮問を受け、答申を行うことで経営の透明性とプロセスの適切性の確保を図っております。

【コーポレート・ガバナンス向上に向けた主な取り組みの変遷(CGコード施行以降)】

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
機関設計等	12月 「指名・報酬委員会」設置		10月 単元変更 (1,000株→100株)				1月 「サステナビリティ経営推進委員会」設置	4月 東証プライム市場に移行
取締役会		6月 取締役会実効性評価の開始	6月 女性社外取締役選任			6月 社外取締役比率1/3以上を達成 女性社外取締役を複数名選任	6月 経営経験のある社外取締役選任 スキルマトリクス作成	6月 女性社内取締役選任
監査役会		4月 監査役会事務局設置						
その他	6月 CGコード全項目遵守	2月 政策投資議決権行使基準策定		12月 改正CGコード全項目遵守		4月 株主還元方針の変更 (配当性向30%)	10月 TCFD賛同表明 11月 改正CGコード全項目遵守 12月 株主還元方針の変更 (総還元性向50%)	5月 政策投資株式の縮減方針策定

役員

【取締役会】

【常務会】



取締役頭取(代表取締役)
と い のぶひろ
土井 伸宏



専務取締役(代表取締役)
いわはし としろう
岩橋 俊郎



常務取締役
やすい みきや
安井 幹也



常務取締役
はた ひろゆき
幡 宏幸



取締役
おくの みなこ
奥野 美奈子



取締役(非常勤)
おたぎり じゅんこ
小田切 純子



取締役(非常勤)
おおやぶ ちほ
大藪 千穂



取締役(非常勤)
うえき えいじ
植木 英次

【指名・報酬委員会】

【監査役会】



常任監査役
なか まさひこ
仲 雅彦



監査役
あんどう ひろゆき
安藤 浩行



監査役(非常勤)
なかつかさ ひろゆき
中務 裕之



監査役(非常勤)
たなか もとこ
田中 素子

人員構成

取締役会8名



監査役会4名



【専門性】

氏名	専門性			
	企業経営	金融	財務会計・経済	IT・システム
土井 伸宏	○	○		
岩橋 俊郎	○	○		
安井 幹也	○	○		
幡 宏幸	○	○		
奥野 美奈子	○	○		
小田切 純子			○	
大藪 千穂			○	
植木 英次	○			○

(注) 上記一覧は取締役の全ての知見を表すものではありません。

指名・報酬委員会5名



取締役の報酬

【報酬等に関する方針について】

取締役の報酬は、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績への貢献等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「譲渡制限付株式報酬」により構成しております。

各報酬の上限は2006年6月開催の第103期定時株主総会、2021年6月開催の第118期定時株主総会決議に基づき定めており、各報酬の配分については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容についての委任を受けるものとしております。

委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問して答申を得るものとし、答申の内容に従って決定しております。

【各報酬の上限】

報酬の種類	上限
確定金額報酬 (基本報酬、役員賞与)	年額 600 百万円以内
譲渡制限付株式報酬	年額 150 百万円以内 27,000 株以内

業務執行

取締役会が業務執行の基本方針・重要事項を決定し、取締役会から権限委譲を受けた常務会では、日常業務運営における重要事項の決定を行い、意思決定のスピードアップと効率化を図っております。

これらの決定に基づく、代表取締役以下での業務執行に加え、執行役員制度を導入し、経営の執行力強化を図っております。

執行役員

常務執行役員 (大阪営業部長兼難波支店長)	わき 脇 かずひろ 一博	執行役員(監査部長)	いとう ひさみつ 伊東 久光	執行役員(市場金融部長)	もりもと しんたろう 森本 紳太郎
常務執行役員	にしむら ひろし 西村 浩司	執行役員 (田辺支店長兼三山木支店長)	あおき かずひと 青木 和仁	執行役員(人事総務部長)	はぶち かんじ 羽瀨 完司
常務執行役員	わだ みゆる 和田 実	執行役員(融資審査部長)	うえがき けんいち 上垣 健一	執行役員(経営企画部長)	もとまさ えつじ 本政 悦治
常務執行役員(本店営業部長)	はし けんじ 橋 憲司	執行役員(リスク統轄部長兼 リスク統轄部お客様サービス室長)	しかた ひろゆき 四方 寛之	執行役員(営業本部長)	かわかつ たかし 川勝 隆
常務執行役員(東京営業部長)	つじ ひろゆき 辻 博之	執行役員 (京銀証券株式会社代表取締役社長)	なかじま たかのり 中嶋 隆宣	執行役員(名古屋支店長)	やまもと ひろふみ 山本 洋史
常務執行役員(三条支店長)	かわさき たかし 川崎 隆史				
常務執行役員	たなか もとよし 田中 基義				

内部監査

内部監査の運営体制

業務執行状況を監査するため、取締役会直属の組織として監査部を設置し、内部監査を行うとともに、監査品質の向上に継続的に取り組んでおります。

監査部は、業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、取締役会で決定した「監査規程」、常務会で決定した「監査実施要領」等に基づき、内部監査による有効性・実効性評価を行い、改善点の指摘にとどまらず問題解決に向けた提言を行っております。

監査の結果等は取締役会等に監査部長が直接報告するとともに、頭取へ直接報告書を提出することとしております。

内部監査の高度化・効率化に向けた取り組み

内部監査については、一般社団法人日本内部監査協会の基準に則った監査手法を導入し、リスクベースの監査を行っております。なお、有効かつ効率的な内部監査の実施に向け、当行および当行グループ会社の内部管理資料の入手等によるモニタリングにも取り組んでおります。

また、内部監査の高度化を目的に監査法人による監査品質評価を定期的実施しており、結果のフィードバックを受け、内部監査実務に反映させております。

リスク管理体制

基本的な考え方

金融・経済のグローバル化の進展、金融技術やITの向上等を背景にビジネスチャンスが拡大する一方で、それらに伴うリスクはますます多様化・複雑化しております。

このような環境の中、当行ではリスク管理を経営の安全性・健全性を維持するための最重要課題と位置付け、これに万全の体制で臨んでおります。

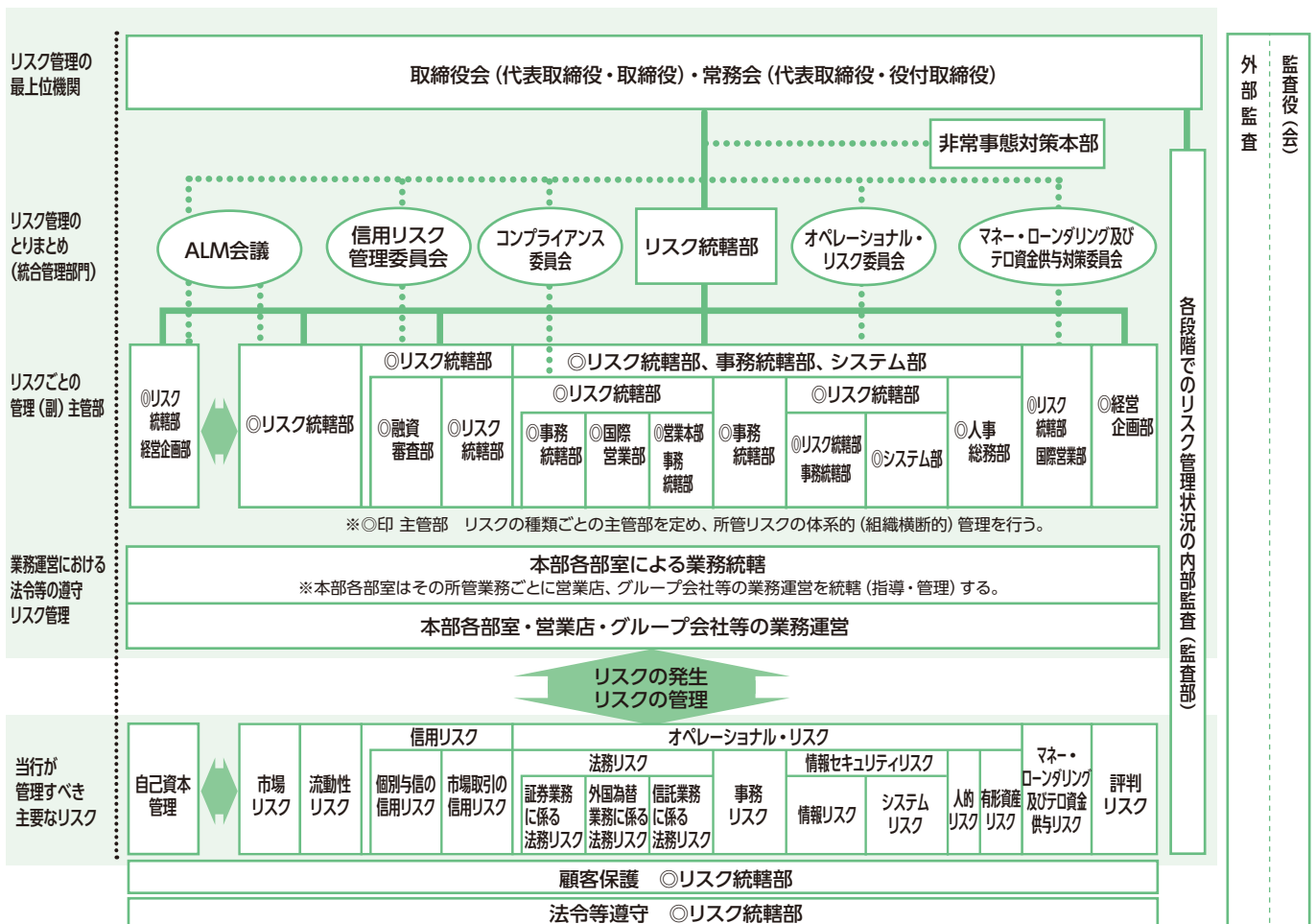
統合的リスク管理

業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、当行の安全かつ健全な経営基盤を確立するため、「統合的リスク管理規程」を定め、総体的に捉えたリスクを当行の経営体力(自己資本)と比較・対照する、自己管理型のリスク管理体制を整備しております。

リスクの種類ごとに本部の主管部を定め、これらが組織横断的に所管するリスクの管理を行うとともに、これらのリスクをリスク統轄部が統合的に管理することにより、リスク管理の一層の強化、充実を図っております。

同時に当行では、主要なリスク(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)の計量化を進め、これらに対する資本配賦を行っております。リスク量については、半期ごとに見直しを行うリスク管理方針に基づき、配賦資本額をその限度額として管理しており、算出したリスク量を毎月のALM 会議において経営へ報告する体制としております。加えて、リスク包括的なシナリオに基づき、各種リスクが同時に顕在化した場合を想定した統合ストレステストを実施しております。

【当行のリスク管理体制】



(2022年7月1日現在)

各リスクの詳細については当行HP掲載の資料編pp.12~14に記載しております。

特集：気候変動リスクへの対応

TCFD 提言への対応

地球温暖化に伴う異常気象をはじめとする気候変動による影響については、世界的な懸念事項となっており、脱炭素社会の実現が主要国の間で共通の目標となっています。

当行はサステナビリティ経営のもと、従来から取り組む事業活動を通じた社会課題・環境問題の解決に向けた取り組みをより一層推進するとともに、2021年10月に賛同表明したTCFD提言の枠組みにそった、気候変動が事業に与える影響の情報開示を行ってまいります。

TCFD 提言に基づく開示

ガバナンス

- サステナビリティ経営推進委員会において、特にSDGs/ESGを含むサステナビリティ関連諸課題への組織的な取り組みに関する重要事項等を審議し、審議事項などを定期的、または随時、取締役会に報告しています。
- 当行は、サステナビリティ経営を「経営理念のより一層高いレベルでの実践」と位置づけ取り組んでまいりました。この事業活動を通じた社会課題・環境問題解決への取り組みを、より一層推進するため、2022年3月に「サステナビリティ経営方針」をあらためて制定するとともに、2008年策定の「環境方針」を改定しました。

戦略

- 気候変動が当行に与える影響について分析するため、気候変動を端緒とする発生事象を「物理的事象(物理的リスク)」および「経済・社会の移行に係る事象(移行リスク)」に分けて捉え、お客さまの資産と事業および当行の資産と事業への影響を認識しました。一方、お客さまの資産と事業に生じ得る影響事象の軽減に向けた取り組みは、当行のビジネス機会になると認識しています。認識したリスクと機会は以下の通りです。

要因	リスク	発生現象	影響		対応リスク	機会
気候変動	物理的リスク	豪雨等による自然災害	お客さま資産の罹災	担保価値毀損・お客さまの業績悪化	信用リスク	コンサルティング機会増 ファイナンス機会増
			当行資産の罹災	当行事業中断	オペレーショナル・リスク	—
	移行リスク	法制度変更・規制強化 需給バランス変化 技術転換	追加コスト発生 対応不能	お客さまの業績悪化	信用リスク	コンサルティング機会増 ファイナンス機会増

- 今後、認識したリスク・機会について、2°Cシナリオなどに基づく分析を進めてまいります。
- なお、気候変動の影響を受けやすいと考えられる業種として、TCFD提言が推奨する定義等を踏まえ「エネルギーセクター、ユーティリティセクター(但し、水道、独立系発電事業、再生エネルギー系発電事業者を除く)」向けのファイナンスを「炭素関連資産」と特定しました。当セクターに対する貸出金が当行貸出金全体に占める割合は1.9%です。

リスク管理

- 当行の経営に対し影響を与える、気候変動リスクを特定・管理・評価する枠組みの構築を進めてまいります。
- 投融資については、「持続可能な社会の実現に向けた投融資方針」のもと、石炭火力発電事業などへの投融資を抑制することで「ネガティブな影響の低減・回避」に取り組むとともに、気候変動リスクの低減や森林資源保全などに資する投融資に積極的に取り組むことで、「ポジティブな影響の増大・創出」に取り組んでいます。

指標と目標

- 脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして「サステナブルファイナンスを2030年度までに1兆円実行する」ことを目標として定めています。なお、当行における「サステナブルファイナンス」は「環境・社会・経済的課題の解決に『ポジティブな影響の増大・創出』や『ネガティブな影響の低減・回避』に資するファイナンス」と定義しています。実績は以下の通りです。

	2020年度～2021年度累計
サステナブルファイナンス	1,385億円

(ご参考)

日本銀行が行う「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション」の対象となる投融資実績(2021年度末累計)は595億円です。

- 当行グループの事業活動によるCO₂排出量について、以下の通り策定し、目標達成に向け取り組んでいます。

目標	2030年度までに2013年度比50%の削減を行う	2020年度実績	(2013年度実績)
測定対象	当行グループの電気・ガス・ガンリン使用量から算出したCO ₂ 排出量(Scope1,2に該当)	8,841t (▲35.9%)	(13,802t)

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

基本的な考え方

コンプライアンスは、公共性が強く求められる銀行において、いつの時代にあっても経営の原点です。

当行では、役職員一人ひとりの行動がみなさまから信頼され、支持されることによって、地域社会の方々と揺るぎない信頼関係を築き、「京都銀行は、安心と満足をもって長く付き合うことができる魅力ある銀行」と言われ続けるために、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、その徹底を図っております。

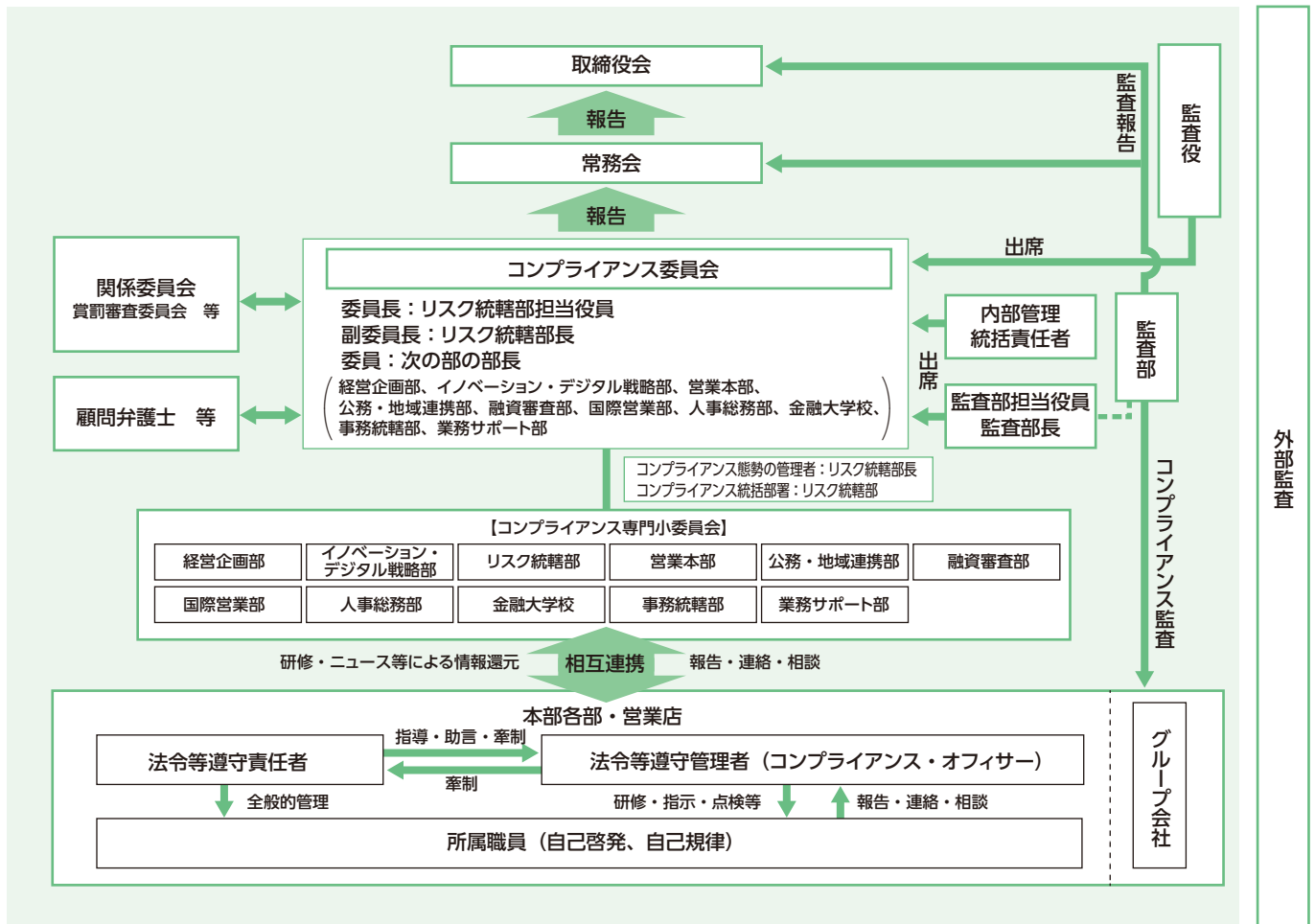
コンプライアンス体制の確立と適切な運用

リスク統轄部担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンス上の問題等を一元的に管理し、対応を行うなど、体制の強化に努めております。

コンプライアンスの実践については、「私達の企業倫理と行動規範」を制定し従業員への徹底に努めるとともに、年度毎に取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、本プログラムにそって各種施策を推進しております。

不正行為を早期発見し自律的な対応を行うため、公益通報者保護法に基づく内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。ホットラインの責任者、責任部署を置くとともに、通報への対応業務従事者を指定し、法令等の趣旨にそった適切な体制を整備しております。また、制度の実効性向上のため、行内窓口に加え外部窓口、監査役を通報ルートとするほか、通報手段を複数用意する等により利用促進を図るとともに、従業員に対し制度趣旨や利用実績を周知すること等により、適切な運用に努めております。

【当行グループのコンプライアンス体制】



(2022年7月1日現在)

経営基盤

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等の体制

基本的な考え方

近年、グローバル化の進展などにより、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた国際的要請が高まっております。当行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止し、業務の適切性を確保するため、マネー・ローンダリング等への対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、体制の強化に取り組んでおります。

取り組みについて

マネー・ローンダリング等対策の基本方針として、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を定め、体制の高度化に取り組んでおります。

具体的には、経営陣および各部門の責任者が参加し、施策の協議等を行う「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会」を定期的に開催し、経営陣が主導的に関与

するとともに、対応にあたっては、リスク統轄部をマネー・ローンダリング等対策の主管部署とし、各部門と連携してリスクに応じた対策を講じております。

また、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定のうえ本方針に基づく体制整備を行い、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

各種方針等

私達の企業倫理と行動規範

私達は、次の企業倫理・行動規範を共有し、日常業務の中で実践することによって、社会の皆さまからの厚い信頼と信用を得、「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念の実現に努めてまいります。

I. 企業倫理

1. 信頼の確保
2. 法令やルールの厳格な遵守（コンプライアンス）
3. お客様本位の実践
4. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対応

5. 反社会的勢力との関係遮断
6. 社会的責任の遂行
7. 適正な情報開示
8. 働きやすい職場環境の確保
9. 人権の尊重

II. 行動規範

1. 法令等の遵守（コンプライアンス）
2. 約束の厳守
3. 守秘義務の徹底
4. 情報の不正利用の禁止
5. 適正かつ高度な金融サービスの提供
6. お客様の立場に立った対応
7. 公正な取引の確保
8. 不適正な取引の排除
9. 公私の別の明確化

10. 接待・贈答等の規律厳守
11. 健全な職場環境の維持
12. 報告・連絡・相談の徹底
13. 検査への積極的な協力
14. 良き企業市民としての社会貢献

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

京都銀行グループは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
2. 組織態勢
3. リスクベース・アプローチ
4. 顧客の管理方針
5. 経済制裁及び資産凍結
6. 疑わしい取引の届出
7. コルレス契約締結先の管理
8. 役職員の研修
9. 遵守状況の監査

反社会的勢力に対する基本方針

当行は、反社会的勢力との関係を遮断するため、次の基本方針を遵守し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。

1. 組織としての対応
2. 外部専門機関との連携
3. 取引を含めた一切の関係遮断
4. 有事における民事と刑事の法的対応
5. 裏取引や資金提供の禁止

各種方針等の詳細は当行HPに掲載しております。



業務継続体制

基本的な考え方

当行では、万一の大規模な自然災害、感染症の蔓延等の危機発生時において、早期に被害の復旧を図り、必要最低限の業務を継続するための業務継続計画 (BCP) を策定する等、業務継続体制の構築を図っております。

また、近年、サイバーセキュリティ対策の重要性が高まっており、当行では、サイバー攻撃による危機を未然に防ぐとともに被害局限化に向けた取り組みを行っております。

業務継続の基本方針

自然災害・感染症の蔓延・事故災害・人為的災害等による大規模な被害発生により、当行の業務継続が脅かされる危機発生時において、速やかに業務の復旧を図るため、次の方針を定めております。

- 被災地等の地域住民のみなさまの生活や経済活動の維持のため、金融サービスの継続に努めます。
- 金融決済機能を維持し、経済活動の混乱を抑制することに努めます。
- 役職員の安全を確保するとともに、業務の停止に伴うお客さまからの信認低下など、当行の経営面の影響を軽減します。

災害発生時の危機管理態勢

平常時には、BCPに基づく危機管理体制を見直し、改善するための年間計画として業務継続プログラムを策定し、体制整備を図っております。

また、自然災害・感染症の蔓延等の危機発生時には、「非

常事態対策本部」により一元的に指揮・命令を行う体制としており、被災シナリオごとに作成した業務継続マニュアル、業務継続手順書およびコンティンジェンシープランに基づき、早期の業務復旧を目指します。

【当行の危機管理態勢】

平時より危機管理体制を構築しておくことが必要であるため、平常時における業務継続体制 (Business Continuity Management : BCM) を構築すると共に、危機発生時を想定した危機管理 (Crisis Management : CM) マニュアル、および業務継続計画 (Business Continuity Plan : BCP) を策定する。

災害等危機管理規程 (BCP)

- | | | |
|--------------------------------------|---------------------|-------------------------|
| 1. 総則 (業務継続の基本方針) | (4) 重要業務選定基準 | 3. 平常時における業務継続体制 (BCM) |
| 2. 業務継続計画 (BCP) | (5) 当行の重要業務 | 4. 危機発生時における危機管理体制 (CM) |
| (1) 業務継続計画 (BCP) | (6) 目標復旧時間 | |
| (2) 業務継続体制 (BCM) | (7) 危機管理マニュアル | |
| (3) 業務継続計画 (BCP) の想定すべき危機事例 (被災シナリオ) | (業務継続マニュアル・業務継続手順書) | |

(平常時)

(危機発生時)

業務継続管理プログラム (BCM)

業務継続の実効性を高めるため、次の事項を業務継続管理プログラムとして策定し、業務継続体制の整備を行う。

1. 業務継続計画 (BCP) の見直し
 - (1) 業務継続体制 (BCM) の見直し
 - (2) 危機管理体制 (CM) の見直し
2. 業務継続計画 (BCP) の教育・訓練

審議・策定・管理

(実行組織)

オペレーショナル・リスク委員会

業務継続マニュアル (CM) (被災シナリオ毎に作成)

1. 被災シナリオおよび被害想定
2. 業務継続の基本計画
 - (1) 災害発生後の対応
 - (2) 重要業務の選定
 - (3) 危機管理体制 (CM)
 - (4) 優先営業店舗の設定
 - (5) 代替拠点の場所
 - (6) 情報の収集・発信体制
 - (7) グループ会社との連携
 - (8) 緊急対応業務・復旧対応業務

業務継続手順書 (被災シナリオ毎に作成)

- 1 重要業務の作業手順
2. 緊急・復旧対応業務の作業手順

+

コンティンジェンシープラン

対応

(実行組織)

非常事態対策本部
準非常事態対策会議

【大規模災害発生に備えた自治体や他金融機関等との連携】

当行では、大規模災害時においても、地域における金融・決済業務を維持・継続するため、次のように、地元自治体や他の金融機関との相互支援に向けた連携を強化しております。

- NTTデータ地銀共同センター参加行とNTTデータによる「大規模災害発生時における相互支援協定」を締結
- 地域再生・活性化ネットワーク参加9行での「大規模災害発生時の広域相互支援協定」を締結
- 近畿地銀7行での「大規模災害時の相互支援に関する協定書」を締結
- 京都府および京都府に本店を置く3信用金庫と「大規模災害発生時における相互支援協定」を締結

サイバーセキュリティ

当行は内外の組織や専門家と協力し、コンピュータ・セキュリティ事案の検知、解決、被害局限化および発生の防止を図ることにより、サイバーセキュリティ向上に取り組んでおります。

具体的には、「情報セキュリティポリシー」に基づき、「システムリスク管理規程」ならびに「サイバーセキュリティ対応規程」を定め、サイバー攻撃に関するリスクを適切に管理し、サイバーセキュリティ対応を行うための態勢を整備しております。

当行では、日々高度化・巧妙化していくサイバー攻撃による脅威に対応するため、システム部内にサイバーセキュリティ

対策室を設置し、サイバー攻撃の動向や脆弱性等の情報収集・把握、サイバー攻撃事案への対応（検知、解決、被害局限化、対策等）を一元的に実行できるようにしております。

また、定期的にサイバー攻撃事案を想定した訓練を実施し、実効性の向上に努めております。

お客さまに提供するインターネット上のサービスについては、不正アクセスやサービス停止攻撃等への対策を講じるほか、インターネットバンキングの不正使用防止を図るための対策を実施しております。

【事例】 外部評価を活用した取り組み

サイバーセキュリティへの取り組みにおいて、これまでの金融庁から還元される資料を基にした自己評価に加え、NRIセキュアテクノロジーズ株式会社が提供するSecure SketCHの自動診断機能(SecurityScorecard社のリスクレーティング連携)を採用し、客観的かつ俯瞰的な評価を活用した取り組みを行っております。

現時点では5段階評価の最上位評価かつ同業種平均を上回る評価を得ておりますが、発見された課題解決に取り組むとともに、リスク状況の変化に応じた将来的な情報セキュリティの高度化を図ってまいります。

【Secure SketCHによる評価結果(一部抜粋)】

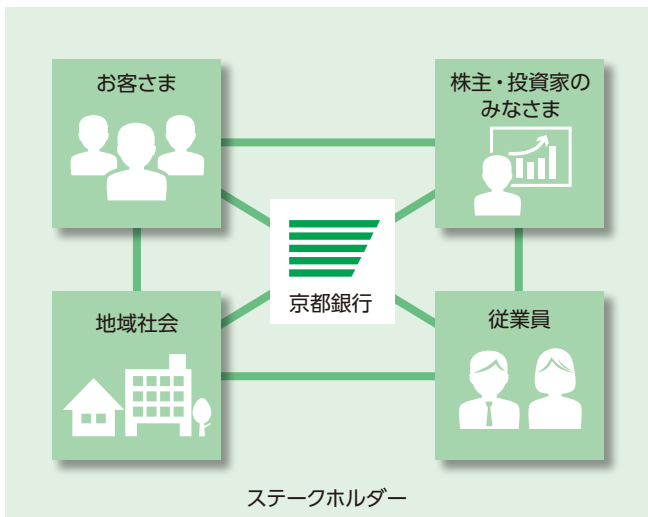
診断ドメイン	kyotobank.co.jp
診断結果	A B C D F
スコア	91 /100 同業種平均 : financial_services87

ステークホルダーコミュニケーション

基本的な考え方

当行は、サステナビリティ経営の一つとして、「長期持続的にステークホルダーの期待に応える」を掲げています。

その実現のため、「お客さま」「株主・投資家のみなさま」「地域社会」「従業員」といったさまざまなステークホルダーのみなさまとの対話の機会を重視し、建設的な対話の促進に取り組むとともに、対話により把握したみなさまからのご意見を経営に反映してまいります。



各ステークホルダーへの主なコミュニケーション手段

お客さま	お客さまの声の収集、窓口や営業担当者を通じた対話
株主・投資家のみなさま	株主総会、投資家向け説明会、個別面談
地域社会	社会貢献活動、金融教育支援、環境保全活動 イニシアチブへの賛同
従業員	各種意見交換会、従業員意識調査

ステークホルダーごとの取り組み

お客さま

●お客さま本位の業務運営

当行グループは、質の高い金融サービスを提供し、信頼を深めていただけるよう努めており、お客さまのニーズに応える「コンサルティング営業」を軸とした取り組みを進めています。

特に、資産形成・運用分野においては、お客さま本位の業務運営を徹底することにより、より一層信頼され、信認を得られる銀行グループとなるための方針として「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を制定し、企業文化としての定着を図っています。

また、取組方針（アクションプラン）およびKPIを定め、取り組みの進捗状況を測り、公表しています。

「お客さま本位の業務運営」の詳細については
当行HPをご覧ください



●ご相談・苦情受付体制について

当行は、お客さまからのご相談や苦情には適切に対応する態勢とし、お客さまのご意見・ご要望等は真摯に受け止め、改善に向けて取り組んでいます。

お客さまからの苦情等に対する当行の解決策にご納得いただけない等の場合に備え、指定紛争解決機関と契約し、金融ADR制度（※）への取り組みを行っています。

（※）紛争事案について裁判によることなく（裁判外で）、紛争解決（ADR）機関によるあっせん・調停・仲介のもと、公正中立な立場で紛争の解決を行う制度

【お問い合わせ窓口】

ご意見・ご要望・苦情	お客様サービス室	075-361-2211
------------	----------	--------------

お取引店でも承っております。（当行HPをご覧ください。）

【金融ADR制度における指定紛争解決機関】

銀行取引	全国銀行協会相談室	0570-017109 03-5252-3772
信託取引	信託相談所	0120-817-335 03-6206-3988

株主・投資家のみなさま

企業・経営情報の適切なディスクロージャーが、建設的な対話の前提であると考えています。そのため年2回実施している機関投資家向け決算説明会や不定期に開催している個人投資家向け会社説明会、統合報告書(本誌)や個別面談等を通じて、経営戦略や財務状況等を、当行の特長を踏まえて説明することで、ご理解いただけるよう努めています。

当行IR情報サイトはこちら



[日本語版]



[英語版]

【2021年度実績】

株主総会	6月開催
機関投資家・証券アナリスト向け	決算説明会(5月/12月) 個別面談 のべ50社
個人株主・個人投資家向け	会社説明会(12月)
情報提供	統合報告書(7月) 中間ディスクロージャー誌(1月) ミニディスクロージャー誌(6月・11月) アニュアルレポート(9月)

地域社会

当行サービスを通じた地域貢献以外にも、地域社会とともに歩む一企業としての社会的責任を果たすべく、さまざまな社会貢献活動などを行っています。



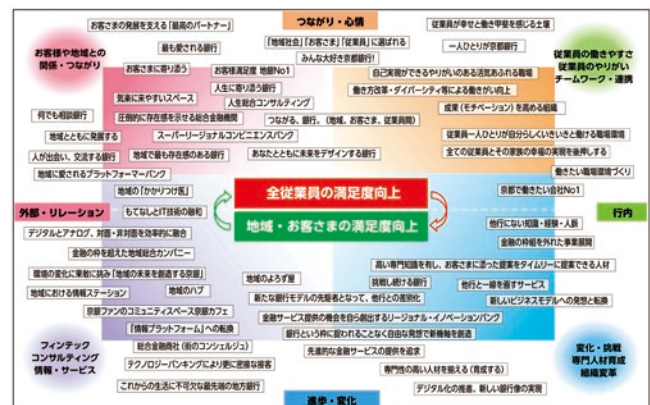
【主な取り組み】

	主な対象	取組事例
金融教育	小学生	京都市が実施する 体験型プログラム事業への協賛
	小・中学生	「金融経済教室」の開催
	高校生	「エコノミクス甲子園」地方大会 の開催
社会貢献	地域社会	「小さな親切運動」への参画
環境保護	地域社会	森林整備活動 リサイクルトイレットペーパー の寄贈

従業員

従業員に対して、当行の経営方針・経営戦略等をより深く理解してもらうため、頭取通信や行内誌の発刊、決算解説動画の配信などを行っています。

また、これまでにない取り組みとして、中期経営計画策定にあたり、「4,000人全員で考える『京都銀行未来ビジョン』」と銘打ち、経営計画策定段階で全従業員から「当行のありたい姿」を集約するプロセスを導入し、全従業員約4,000人のおもいを集約・再確認し、計画に反映する取り組みを行いました。



「京都銀行未来ビジョン」での意見を集約した図